

夫婦帯同雇用支援事業

夫婦共々研究者で、一方が愛媛大学の教員でそのパートナーが、本学での採用を希望する場合に、そのパートナーを本学の有期契約職員の研究員として、1年のある一定期間雇用し、当該パートナーが本学にて研究活動を行う制度。

また、パートナーの研究者が、既に本学における雇用関係がある場合も、研究費の補助を行うことで、当該パートナーの研究活動を支援する。

※愛媛大学ダイバーシティ推進ステートメントに基づいた環境整備の一環として、平成31年度から試行実施。令和5年度から正式に実施し、全学的に募集を行う。

<支援内容> I. 本学において雇用関係がない場合又は本事業による雇用関係のみである場合。
→ 本学の有期契約職員の研究員として雇用する。

【支援経費】 ・給与（事業主負担分を含め、100万円を上限とする。）
・研究費（上限20万円）
・受入部局等への予算配分（上限10万円）

II. 配偶者等について、既に本学において本事業以外の雇用関係がある場合
→ 研究費の補助を行う。

【支援経費】 ・研究費（上限20万円）

<申請> 申請者：愛媛大学所属の教員

※可能な範囲で、申請前にパートナーを受け入れてもらう部局等への打診。

必要書類：申請書、パートナーの履歴書及び業績目録

<採択件数> 数件（予算額による）

<審査> 審査委員会（委員長：ダイバーシティ推進本部副本部長）を設置し、事業採択及び本人の資格審査を行う。

（書類選考）

※審査にあっては、受入部局の可否、を考慮する。

※調整は、人事課で行う。

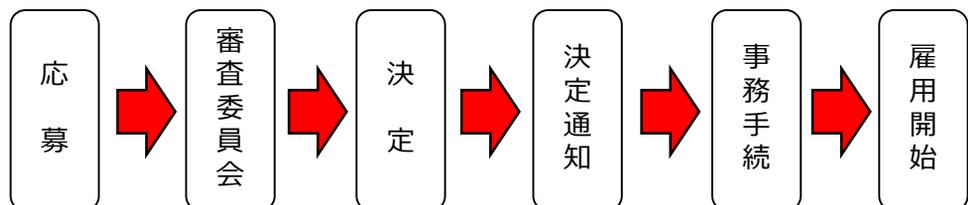
<雇用形態> 原則として受入れ部局等の所属の研究員（有期契約職員の時間雇用）。

※1週間の勤務日数及び時間数を申請書に記載。

<雇用期間> 申請対象年度の一定期間

<経費> 支援経費は全学で負担

<スケジュール>



<審査委員会> 委員：ダイバーシティ推進本部副本部長（委員長）、ジェンダー協働推進センター長、総務部長、受入れ予定の部局等の長、その他学長が必要と認めた者

<事務手続> 受入部局への正式な依頼

<予算配分等> 支援経費は、受入部局等へ予算配分し、執行処理は受入部局等で行う。